

Topics

2023年10月以降のコロナ融資：金利変更、利用期限延長措置など

2023年8月30日(水)、経済産業省が「挑戦する中小企業応援パッケージ」を公表しました。このパッケージは経済産業省が金融庁・財務省と連携し、中小企業の持続的成長を支援するために策定されたものです。おもな支援策は「将来の挑戦に向けたコロナ資金繰り支援」と「挑戦する中小企業の経営改善・再生支援の強化」の2点。この「将来の挑戦に向けたコロナ資金繰り支援」に、2023年10月以降の「コロナ融資」の取り扱いが記載されていますので、その内容を解説させていただきます。

1. 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」2024年3月末まで延長

2023年9月末で終了予定となっていた日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」が、2024年3月末まで延長されることになりました。来年3月末までは、「同額借換による返済据置期間の延長」の依頼が可能です。ただし、今までより金利が上がります。2023年9月末までは「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の金利は「基準利率－0.9%」でしたが、2023年10月以降は「基準利率－0.5%」と、0.4%上がります。

2. 「セーフティネット4号での新規融資」2023年9月末で終了

信用保証協会の保証つきで民間金融機関から借り入れられるコロナ融資のひとつ「セーフティネット4号（100%保証）」において、新規融資のみの取り扱いが2023年9月末で終了しました。なお、セーフティネット4号自体の取り扱いは当面、引き続き2023年12月末までは「同額借換」や「増額借換」は可能です。ただし「コロナ借換特別保証制度」は、2024年3月末までとなっています。あらためて2023年12月初旬前後に、「2024年3月末まで延長」というアナウンスがあると思います。

3. 「セーフティネット貸付の金利引下げ措置」2024年3月末まで延長

あまり知られていませんが現在、「原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響」「ウクライナ情勢の変化の影響」「物価高騰の影響」を受け、利益率減少している事業者は、「セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）」を申し込むことができます。金利は2023年9月末まで基準金利より0.4%～0.7%引き下げられていましたが、この措置が2024年3月末まで延長されます。

4. 「コロナ資本金劣後ローン」2024年3月末まで延長

コロナ資本金劣後ローンについては、貸付限度額を10億円⇒15億円と引き上げた上、2024年3月末まで延長されます。

コロナ融資の返済を先送りするために「同額借換」という方法はとても有効なのですが、それができるのも、2024年3月までになりそうな気配です。「同額借換」を希望される事業者は早めの対応をお勧めします。



株式会社CMパートナー

〒242-0021

神奈川県大和市中央四丁目14番26号

担当：代表取締役 坂口 猛

お問合せ先：info@cm-partner.jp もしくはこちらまで ⇒

『必要な支援』を『必要なとき』に『必要な分』だけ！

『非常勤経理部長』



『経験や勘に頼りすぎた』経営から『経営数値の裏付けをプラスした経営』へと進化する！

【認定経営革新等支援機関】認定支援機関ID: 107314002012 認定有効期限日: 2027年4月21日